

所沢都市計画地区計画の変更（所沢市決定）

都市計画東所沢サニータウン地区地区計画を次のように決定する。

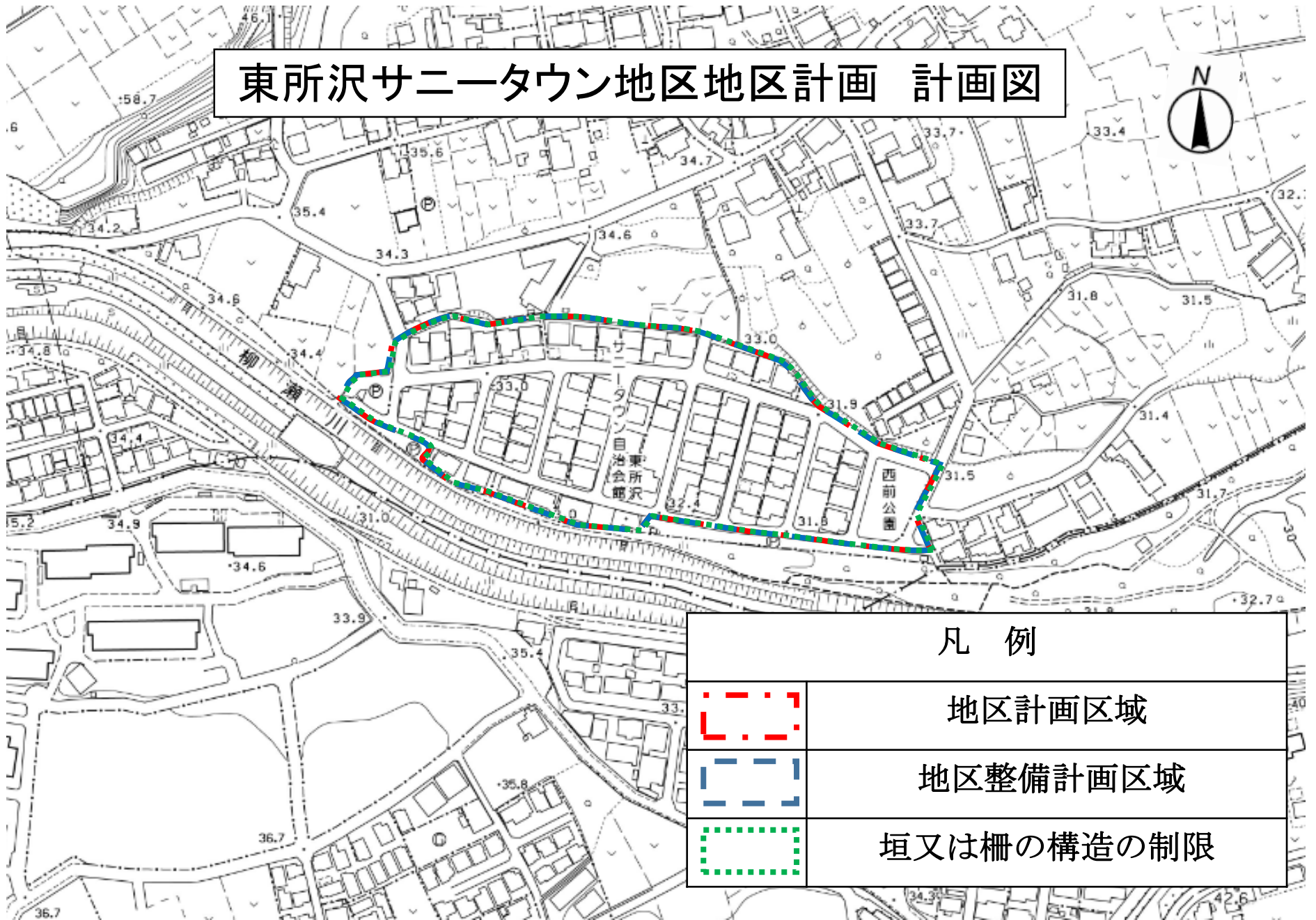
決定告示年月日 平成30年11月30日

名 称	東所沢サニータウン地区地区計画		
位 置	所沢市大字本郷字西前の一部		
面 積	約2.0ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、昭和45年に民間開発により住宅地として分譲された自然豊かな地区である。</p> <p>地区計画の策定により、敷地の細分化による過密化の防止、更に集合住宅の建築等を制限することにより、良好な住環境と緑溢れる街並みの維持・保全を目標とする。</p>		
開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	現在の良好な住環境を維持・保全するため、低層の戸建てを主体とした土地利用とする。	
	建築物等の整備の方針	用途の混在・建て詰まりのない良好な低層住宅地とし、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を設ける。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)専用住宅（長屋の場合は、住戸の数が2以下であり、一の住戸の床面積の合計が30㎡以上のものに限る。）</p> <p>(2)兼用住宅で第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの</p> <p>(3)診療所</p> <p>(4)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5)防災備蓄倉庫その他これに類するもの</p> <p>(6)集会所</p> <p>(7)公益上必要な建築物で第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの</p> <p>(8)前各号の建築物に附属するもので、第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡
		建築物等の高さの最高限度	<p>1 建築物の最高の高さは、地盤面から10m以下とする。</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。</p>
		垣又は柵の構造の制限	<p>道路沿いの垣又は柵の構造（門柱、門扉を除く）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)生垣</p> <p>(2)鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで、高さが1.5m以下、かつ、基礎の高さが0.4m以下のもの</p>

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由 敷地の細分化による過密化の防止、更に集合住宅の建築等を制限することにより、現在の良好な住環境を維持・保全するため。

東所沢サニータウン地区地区計画 計画図



凡 例



地区計画区域



地区整備計画区域



垣又は柵の構造の制限